

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月まで

申立期間のうち、短大生だった昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までは、A 市町村の実家の母が、自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に私の保険料を農協の窓口で納付していた。また、実家に戻ってアルバイトをしていた 52 年 4 月から 53 年 3 月までは、私が市町村内の銀行の窓口で納付していたと思うが、納め忘れがあっても母が納付してくれていたはずである。20 歳になった時に送られてきた年金手帳を所持しており、国民年金に加入し保険料を納付していたことは間違いないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人が短大生であった期間（昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで）については、申立人の母親は、「夫婦の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料も納付した。」と主張しているところ、A 市町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、父親の 51 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料は、52 年 1 月に納付されていることが確認できることから、申立人の保険料についても一緒に納付したとする主張に不自然さはみられない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 10 月 27 日に払い出されており、その後、「学生」、「取消」と記載され、手帳記号番号と氏名に二重線が引かれ、取り消されていることが確認できることから、当時の A 市町村の国民年金担当職員は、「20 歳になった者は職権で国民年金の加入手続を行い、年金手帳と納付

書を送付していた。」と証言しており、申立人はその時に送付された年金手帳を所持していることから、当該年金手帳と一緒に昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの納付書も送付されたものと考えられる。

さらに、上記の期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、保険料の未納は無く、母親の納付意識は高かったものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までについては、申立人は、「自分で銀行の窓口で毎月納付していた。」と主張しているところ、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、学生であった昭和 51 年度中に取り消され、その後も資格を取得した記録は無いことから、52 年度の納付書は発行されないため、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人は、「自分が納付を忘れたことがあっても母が納付してくれていた。」と主張しているところ、その母親は、「申立人が短大を卒業した後は、申立人の国民年金保険料を納付したことはない。」と述べている。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月

私の国民年金保険料については、同居していた母が、毎年 11 月に自分の保険料と一緒に 1 年分をまとめて銀行に納付していた。母の保険料は全て納付済みとなっているのに、私の昭和 56 年 10 月の保険料だけが納付済みとなっていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、自身の保険料を全て納付し、昭和 46 年 4 月からは付加保険料も納付していることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の直前の昭和 56 年 6 月 5 日から同年 10 月 4 日まで厚生年金保険に加入し、国民年金の被保険者資格の再取得は 56 年 11 月 1 日とされていることから、申立期間は未加入期間とされているものの、申立人は、同年 6 月に厚生年金保険に加入するまでは、前年度から国民年金に加入していたことから、同年 4 月には昭和 56 年度分の納付書が送付されていたものと考えられる。

さらに、申立人の昭和 56 年 4 月、同年 5 月及び同年 11 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、56 年 11 月 25 日にまとめて納付されていることが確認できることから、A 市町村の記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の国民健康保険の加入手続は、56 年 11 月 2 日に行われ、同年 10 月 4 日に遡及して資格を取得していることから、当該手続を申立人に代わって行ったとされる母親は、申立人が同年 10 月に国民年金に再加入したと認識し、申立期間の保険料も納付したと

考えても不自然ではない。

加えて、A市町村では、「申立期間当時、B課では国民年金及び国民健康保険の業務を担当しており、それぞれの資格の取得は連動して行っていた。」と回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を平成15年11月6日、資格喪失日に係る記録を平成16年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月6日から16年7月1日まで  
平成15年11月6日から16年6月30日まで、A株式会社B事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。健康保険料と厚生年金保険料が控除されている給与支給明細書を持っているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社から提出された申立人に係る在籍証明書から、申立人は、申立期間においてA株式会社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社では、「厚生年金保険及び健康保険の保険料は翌月控除であった。」と回答しているところ、申立人が所持する平成15年11月から16年6月までの給与支給明細書から、15年11月から16年5月までの健康保険及び厚生年金保険の保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、平成16年6月の厚生年金保険料については、申立人が所持する給与支給明細書からは控除されていないことが確認できるものの、申立人の健康保険組合の記録は、15年11月6日に資格を取得し、16年7月1日に資格を喪失した記録となっているところ、A株式会社では、

「6月末に退社する場合、通常6月分の給与から5月分と6月分の2か月分の保険料を控除することになるが、2か月分を控除できなかった場合には、退職までに現金で徴収していた。健康保険に加入しているということは同様の処理がなされたと思われる。」と回答していることから、6月分の健康保険料は徴収されたものと考えられ、同様に厚生年金保険料も徴収されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA株式会社B事業所の厚生年金保険被保険者資格の取得日を平成15年11月6日、資格喪失日を16年7月1日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、資格取得及び資格喪失の届出書が複写式の様式になっていたC厚生年金基金においても、申立人の記録が確認できない上、事業主により申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 53 年 3 月まで

昭和 51 年 6 月に結婚した後、嫁ぎ先の義父が私の国民年金の加入手続を行い、義父母及び夫の保険料と一緒に、義父名義の農協の口座からの引き落としで保険料を納付したと聞いていたが、私だけ納付済みとなっていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 6 月に結婚した後、嫁ぎ先の義父が私の国民年金の加入手続を行い、義父母及び夫の保険料と一緒に納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 3 月 22 日に払い出され、同年 4 月 1 日に資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳にも、国民年金の資格取得日は 53 年 4 月 1 日である旨の記載が確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の義父は、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、義父名義の農協の口座からの引き落としで納付したと聞いている。」と主張しているところ、A 農業協同組合では、「国民年金保険料の口座振替の開始は、昭和 60 年 6 月からである。」と回答している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出された事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとされる義父は既に死亡しているため、当時の状況について聴取できない上、申立人自身は、国民年

金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を申立人の義父が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。